

# 令和7年度小規模企業健診のご案内

島しょ地域は保健医療等の体制が十分ではないため、島しょ保健所三宅出張所では、産業医の設置義務のない従業員数49人以下の企業を主な対象として、労働安全衛生法に基づく一般健康診断のうち、定期健康診断と特定業務従事者の健康診断を行っています。別紙「労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう」参照。

については、令和7年度小規模企業健診の申込の受付を開始いたしますので、健診を希望する場合は別添「受診希望シート」を以下に記載の受付期間中に保健所にご提出ください。

- ・健診項目：問診、診察、身長・体重・腹囲、視力・聴力、胸部X線、血圧、尿検査（糖・蛋白）、心電図血液検査（血色素量、白血球数、ALT、AST、 $\gamma$ -GT、LDL-コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪、血糖）、オプションとして、尿酸・クレアチニンを追加できます。
- ・結果：保健所の様式の健康診断個人票に記載して担当者の方にご説明の上お渡しします。
- ・費用：健診4,700円/名（尿酸・クレアチニンを追加した場合、4,750円/名）  
診断書料1,500円/名
- ・日程：三宅村では4月～1月の水・木曜日の午前に2～4回/月、御蔵島村では5月に2日間実施します。  
また、事業所様ごとの事前予約制で下記の受付期間に受診希望シートの提出を受け日程調整をします。

※小規模企業健診の流れは以下の通りになります。

- 1 令和7年度小規模企業健診のご案内（本紙）をお読みいただき、受診希望シートを作成してください。

なお、本紙及び受診希望シートは保健所で配布するほか、保健所ホームページからもダウンロードできます。



ダウンロードはこちらから

(URL) <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tousyo/miyake/kensingoannai>

- 2 受診希望シートに受診日と受診人数を記載して保健所に持参するか、FAX・郵送にて提出してください。  
**受付期間は令和7年2月3日より同年2月20日まで**です。提出期限を過ぎた場合は健診をお受けできません。
- 3 提出いただいた受診希望シートをもとに、保健所にて受診日程を調整し、3月中旬に受診日を記載した申込書等の必要書類を事業所様に郵送します。
- 4 必要書類を**健診日2週間前まで**に保健所窓口を持参いただくか、郵送してください。
- 5 健診当日、受診者は保健所から指定された受付時間に来所してください。健診料金は健診終了後、料金を健診担当者様に連絡いたしますので、当日15時までに来所のうえお支払いください。
- 6 健診結果は、健診の3～8週間後に健診担当者様に来所してもらい説明の上お渡しします。  
なお、日時については後日、調整させていただきます。診断書料（1通：1,500円）は、結果お渡し日にお支払いください。

※ 感染症の拡大や災害等が発生した場合は、健診を中止させていただきます。その場合代替日は保障できません。また、自己都合によりキャンセルされた受診者の代替日は設けておりません。ただし、キャンセルされた方の別日の受診について、調整可能な場合もありますので、ご相談ください。その他、ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

東京都島しょ保健所三宅出張所  
健診担当：高岡  
電話番号：04994-2-0181  
FAX：04994-2-1009

## 小規模企業健診に関する留意点（島しょ保健所三宅出張所）

**労働者が他の医療機関等で受けた健康診断の結果を事業者に提出すれば、事業者の行う健康診断を受ける必要はありません。**

労働者が人間ドックや住民健診、かかりつけ医等で労働安全衛生法に定められた健診項目を受診し、その結果を事業者に書面提出した場合、労働安全衛生法の健康診断受診として扱われます。労働者の受診の負担を減らすため、重複して健診を受けることのないようにしましょう。

**40～74 歳の方は特定健診・特定保健指導の対象です。加入している健康保険の保険者にご相談ください。**

平成 20 年度から、健康保険の保険者が 40～74 歳の特定健診（メタボ健診）を行い、その結果により、必要な方が特定保健指導を受けることで生活習慣病を予防する仕組みとなっています。特定健診の受診や特定保健指導については、加入している健康保険の保険者にご相談ください。当所で受けた健診結果を加入している健康保険の保険者に送付\*すると、特定健診受診の扱いとなり、メタボリックシンドロームの判定を受けることができます。この判定結果により、特定保健指導を受けることもでき、自身の健康増進だけでなく、保険料率の抑制に繋がるなどのメリットがあります。また、特定保健指導はオンラインで受けられる場合もあります。

なお、保健所から加入している健康保険の保険者への健診結果や電子データの提供は行ないません。